

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について

教育政策課

1 廃止理由及び内容

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下「法」と言う。）の施行に伴い、公益信託の事務を知事の事務部局に移管するため、教育委員会規則を廃止とする規則を制定する。

公益信託とは、個人や法人が、金銭等の財産を、学術、技芸、慈善、祭祀等の公益目的のために信託銀行等に預け、信託銀行等は、定められた公益目的に従って、その財産を管理・運用し、公益的な活動を行う制度

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）抜粋
（行政庁）

第三条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益信託の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益信託 内閣総理大臣
 - イ 公益事務を二以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの
 - ロ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益事務であって政令で定めるものを行うもの
- 二 前号に掲げる公益信託以外の公益信託 その公益事務を行う区域を管轄する都道府県知事

2 該当規則

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和 63 年長野県教育委員会規則第 3 号）

3 施行予定日

令和 8 年 4 月 1 日

4 参考

（1）経過措置

現行の制度において効力が生じた公益信託は、法の施行日（令和 8 年 4 月 1 日）から 2 年の間に、行政庁（知事部局）へ移行認可を申請し、新しい公益信託制度の公益信託になる。

行政庁の認可を受けるまでの間は、従来どおり存続し、主務官庁（教育委員会事務局）が監督する。

(2) 長野県教育委員会の所管に属する公益信託

	基金名	許可年月日	委託者	受託者	対象者
1	山田徳郎奨学基金	昭和 63 年 4 月 13 日	山田 徳郎氏	みずほ信託 銀行	岡谷市に居住する県内高校の生徒で、経済的な理由から就学が困難な者
2	駒澤嘉須坂生涯学習振興基金	平成 5 年 2 月 12 日	駒澤 嘉氏	みずほ信託 銀行	須坂市民等が参加する生涯学習に関する活動を推進する個人、団体等
3	中村ものづくり奨学基金	平成 17 年 1 月 17 日	中村 恒也氏	八十二長野 銀行	指定された地域（※）の高校や中学を卒業し、大学工学系学部や長野高専工学科の進学者等
4	金子八郎奨学基金	平成 22 年 1 月 22 日	金子 元昭氏	八十二長野 銀行	県内地域産業への就職を希望する、県内高校を卒業した大学進学者や県内大学進学者等

※松本市、塩尻市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和8年 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則
を廃止する規則

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和63年長野県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育政策課